

# 美浜町災害廃棄物処理計画

(資料編)

## 目次

(1) 発生量推計方法 .....	1
① 全壊・半壊・焼失・津波堆積物 .....	1
② 津波堆積物 .....	2
③ 床上浸水・床下浸水 .....	2
④ し尿 .....	4
⑤ 仮設トイレ必要数 .....	5
⑥ 避難所ごみ .....	6
⑦ 仮置場必要面積 .....	6
(2) 仮置場候補地リスト .....	7
(3) 処理事業費の管理等 .....	10
① 災害廃棄物処理事業に係る補助事業の概要 .....	10
② 災害廃棄物処理事業費の確保 .....	13
③ 災害等廃棄物処理事業費補助金の対象について .....	14
④ 事務委託について .....	16
(4) 思い出の品の情報管理等 .....	19
(5) 応援協定の文面 .....	21
① 災害時における応急対策業務等に係る協定書 .....	21
② 災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定書 .....	23
③ 災害時における廃棄物の処理等に関する協定書 .....	25
(6) 各種事務手続き .....	27
① 国立公園・国定公園・県立自然公園内に仮置場を設置する場合の手続き .....	27

## (1) 発生量推計方法

### ① 全壊・半壊・焼失・津波堆積物

全壊・半壊・焼失・津波堆積物により発生した災害廃棄物の発生量原単位は、県計画との整合を図り、下記の原単位を用いて算定するものとする。

なお、推計に当たっては、再資源化を図るため、災害廃棄物の種類別の発生量もあわせて推計する。全壊・半壊・焼失・津波堆積物の算出方法は下記のとおりとする。

$Q1 = \Sigma (N \times s \times q \times r1)$	$Q2 = \Sigma (Q1 \times r2 + Q3 \times r2)$
Q1 : 選別前の種類別発生量	Q2 : 選別後の種類別発生量
N : 市町村別の木造・非木造別被害棟数	r2 : 選別率
s : 市町村別の平均延床面積	Q3 : 津波堆積物発生量
q : 単位延床面積当たりの廃棄物重量	
r1 : 選別前の種類別割合	

出典：県計画（愛知県、令和4年1月改定）

表1 単位延床面積当たりの廃棄物重量

木造 (t/m <sup>2</sup> )		非木造 (t/m <sup>2</sup> )	
可燃物	不燃物	可燃物	不燃物
0.194	0.502	0.100	0.810

出典：県計画（愛知県、令和4年1月改定）

表2 選別前の種類別割合

		可燃混合物	コンクリート がら	金属くず	不燃混合物
木造	可燃物	100%	—	—	—
	不燃物	—	43.90%	3.10%	53.00%
非木造	可燃物	100%	—	—	—
	不燃物	—	94.90%	4.90%	0.20%
減量率		99.61%	4.76%	0%	17.36%
1-減量率		0.39%	95.24%	100.00%	82.64%

出典：厚生省報告書（厚生省、平成10年）

表3 選別率（選別前→選別後）

選別前 \ 選別後	可燃物	不燃	柱角材	コンクリート	金属	分別土砂
可燃混合物	69.1%	14.1%	8.5%	4.6%	0.8%	3.1%
コンクリートがら	0.0%	4.2%	0.0%	91.7%	0.2%	4.0%
金属くず	0.0%	5.4%	0.0%	0.0%	93.2%	1.4%
不燃混合物	2.1%	64.0%	0.0%	1.1%	8.8%	24.1%
津波堆積物	0.9%	2.4%	0.0%	2.2%	0.3%	94.1%

出典：環境省検討委員会資料データから作成

## ② 津波堆積物

津波堆積物の算出方法は下記のとおりとする。

<参考>

・津波堆積物 (t)

= 津波浸水面積 (m<sup>2</sup>) × 発生原単位 (0.024t/m<sup>2</sup>)

出典：災害廃棄物対策指針【技1-11-1-1】（環境省、平成26年3月）

## ③ 床上浸水・床下浸水

床上浸水・床下浸水の算出方法は下記のとおりとする。

$$Q2 = \Sigma (N0 - N1) \times q \times r2$$

Q2：選別前の種類別発生量

N0：全建物棟数

N1：被害棟数（全壊・半壊・焼失）

q：棟数当たりの廃棄物重量

r2：選別後の種類別割合

$$Q1 = \Sigma (Q2 \times r1)$$

Q1：選別前の種類別発生量

r1：選別率（選別後→選別前）

出典：県計画（愛知県、令和4年1月改定）

表 4 棟数当たりの廃棄物重量

	原単位 (t/棟)
床上浸水	3.79
床下浸水	0.08

出典：水害廃棄物対策指針（環境省、平成 17 年 6 月）

表 5 選別後の種類別割合

可燃物	不燃物	金属
72.8%	24.20%	3.00%

出典：東海豪雨実績から作成

表 6 選別率（選別後→選別前）

選別 前選別後	可燃混合物	金属くず	不燃混合物
可燃物	99.60%	0%	0.40%
不燃物	61.10%	0.20%	38.60%
金属	26.10%	31.30%	42.60%

出典：環境省検討委員会資料データ及び東海豪雨実績から作成

#### ④ し尿

し尿収集必要量は、災害時におけるし尿収集必要人数に発生原単位（1日1人平均排出量）を乗じて算出する。この時の発生原単位は下記のとおりとする。

・し尿収集必要量（kL/日）

=災害時におけるし尿収集必要人数×1日1人平均排出量

=（①仮設トイレ必要人数+②非水洗化区域し尿収集人口）×  
③1人1日平均排出量

①仮設トイレ必要人数

=避難者数+断水による仮設トイレ必要人数

避難者数：避難所へ避難する住民数

断水による仮設トイレ必要人数

= {水洗化人口-避難者数×（水洗化人口/総人口）}  
×上水道支障率×1/2

水洗化人口：平常時に水洗トイレを使用する住民数（下水道人口、  
コミュニティプラント人口、農業集落排水人口、  
浄化槽人口）

総人口：水洗化人口+非水洗化人口

上水道支障率：地震による上水道の被害率

1/2：断水により仮設トイレを利用する住民は、上水道が  
支障する世帯のうち約1/2の住民と仮定

②非水洗化区域し尿収集人口

=汲取人口-避難者数×（汲取人口/総人口）

汲取人口：計画収集人口

③1人1日平均排出量

1人1日平均排出量=1.7L/人・日

出典：災害廃棄物対策指針【技 1-11-1-2】（環境省、平成 26 年 3 月）

## ⑤ 仮設トイレ必要数

仮設トイレ必要数の算出方法は下記のとおりとする。

・仮設トイレ必要基数

=①仮設トイレ必要人数／②仮設トイレ設置目安

①仮設トイレ必要人数

=避難者数+断水による仮設トイレ必要人数

避難者数：避難所へ避難する住民数

断水による仮設トイレ必要人数

= {水洗化人口-避難者数× (水洗化人口／総人口)}  
×上水道支障率×1／2

水洗化人口：平常時に水洗トイレを使用する住民数  
(下水道人口、コミュニティプラント人口、  
農業集落排水人口、浄化槽人口)

総人口：水洗化人口+非水洗化人口

上水道支障率：地震による上水道の被害率

1／2：断水により仮設トイレを利用する住民は、上水道が  
支障する世帯のうち約1／2の住民と仮定

②仮設トイレ設置目安

=仮設トイレの容量／し尿の1人1日平均排出量／収集計画)

=400 (L／基) / 1.7 (L／人・日) / 3 (日)

=78.4 (人／基)

仮設トイレの平均的容量：400L／基

し尿の1人1日平均排出量：1.7L／人・日

収集計画：3日 (3日に1回の収集)

出典：災害廃棄物対策指針【技 1-11-1-2】(環境省、平成 26 年 3 月)

## ⑥ 避難所ごみ

避難所ごみ発生量推計方法は、発生原単位（1日1人平均排出量）に避難者数を乗じて算出する。この時の発生原単位は生活ごみ発生量から粗大ごみ発生量を減じ、総人口で除した値を用いる。

$$1 \text{ 人 } 1 \text{ 日 平均 排出 量 } = 491 \text{ g } / \text{ 人 } \cdot \text{ 日 }$$

出典：令和4年環境省一般廃棄物処理実態調査結果愛知県美浜町（ごみ処理状況）

## ⑦ 仮置場必要面積

仮置場の必要面積の推計は、災害廃棄物等の発生量を基に処理期間を3年間として、積み上げ高さや作業スペースを加味し、次の算定式により推計する。

$$\begin{aligned} & \cdot \text{ 仮置場必要面積 (ha) } \\ & = (\text{①保管面積} + \text{②作業スペース面積}) / 2 / 10,000 \end{aligned}$$

$$\text{①保管面積} = \text{発生量 (重さ)} / \text{比重} / \text{高さ}$$

比重：可燃物 0.55、不燃物 1.48、津波堆積物 1.28

高さ：災害廃棄物 5 m、津波堆積物 5～10m

$$\text{②作業スペース面積} = \text{①保管面積} \times 2 / 3$$

出典：県計画（愛知県、令和4年1月改定）

## (2) 仮置場候補地リスト

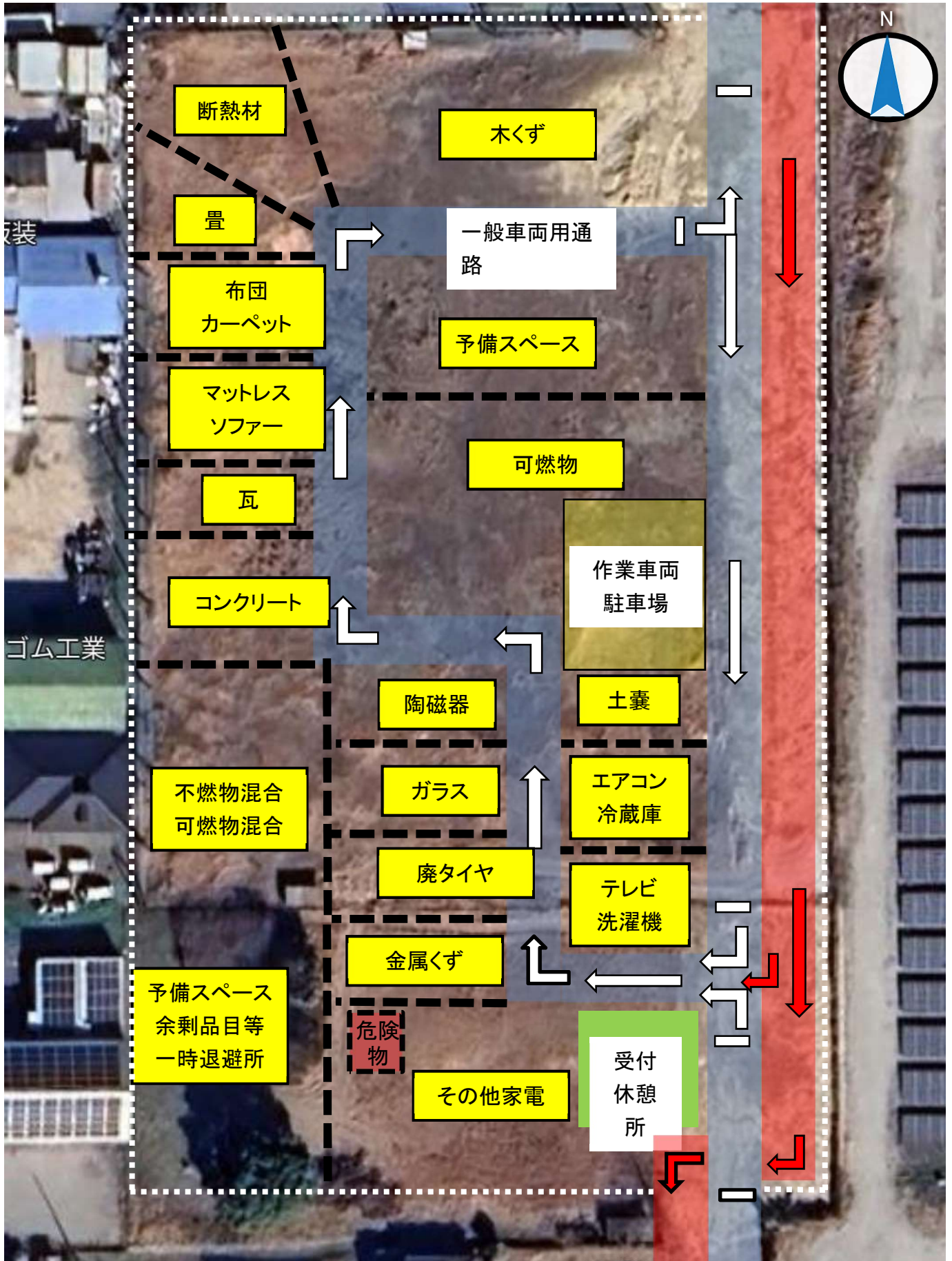
本町では、仮置場候補地として下表の土地をピックアップしているが、町所有地のみでは、発生する災害廃棄物を全て受け入れることは困難である。整備予定の総合公園（ソフトボール場）や企業所有地の使用も視野に入れ、検討及び交渉を進める必要がある。

表 7 災害廃棄物仮置場候補地（案）

	場 所	面積(m <sup>2</sup> )	所有者	受入する災害廃棄物（方針）
1	第2町民グラウンド、駐車場	13,000	美浜町	可燃物、木くず、畳、布団、カーペット、マットレス、ソファ、断熱材、陶磁器類、ガラス、瓦、コンクリート、金属くず、廃タイヤ、土嚢、エアコン、冷蔵庫、テレビ、洗濯機、その他家電、危険物
2	布土グラウンド	11,525	美浜町	可燃物、陶磁器類、ガラス、瓦、金属くず、廃タイヤ、小型家電
3	町民の森駐車場	5,000	美浜町	布団、カーペット、マットレス、ソファ、エアコン、冷蔵庫、テレビ、洗濯機、危険物
4	中山池西町有地	3,870	美浜町	木くず、畳、断熱材、瓦、コンクリート、土嚢

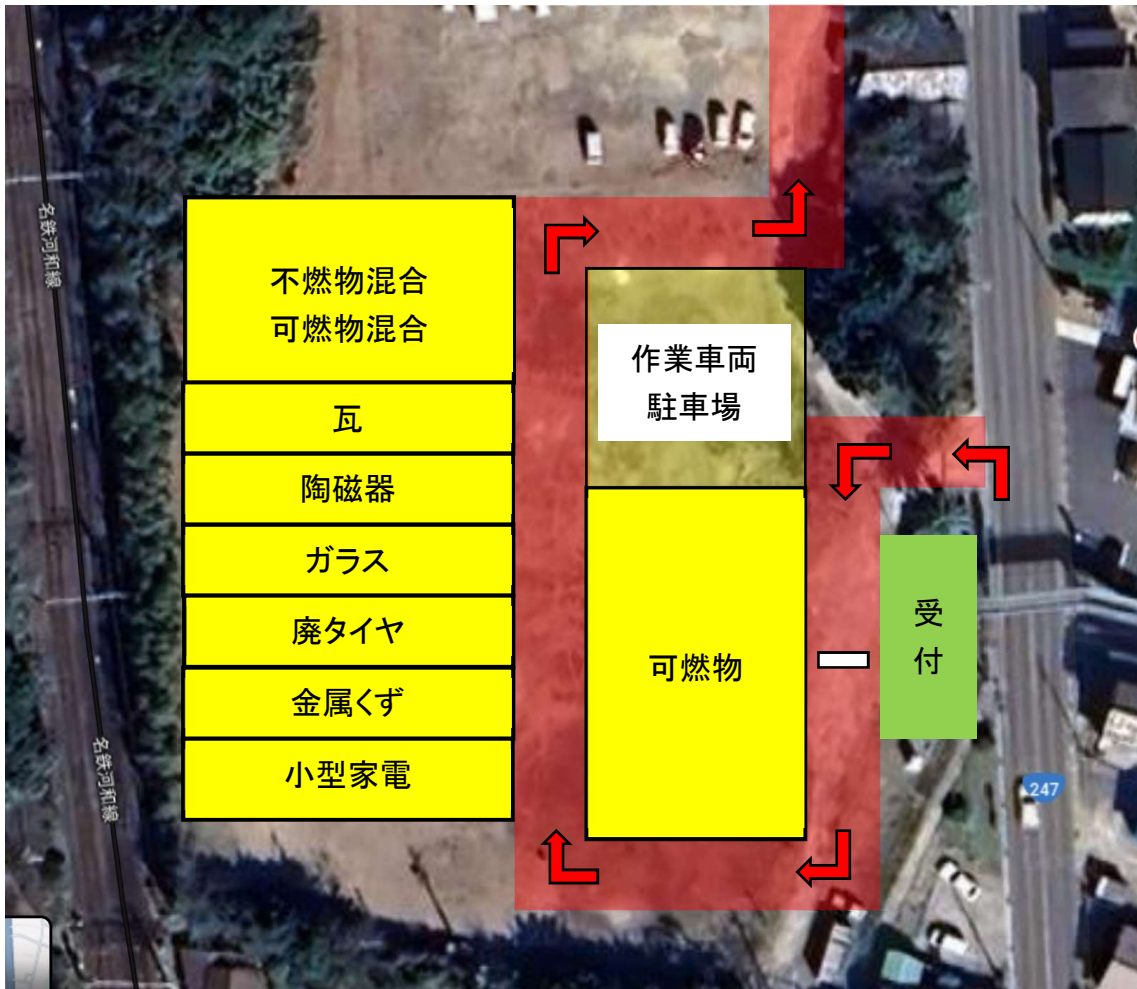
なお、第2町民グラウンド、駐車場における、仮置き場内のレイアウトは次のとおり計画している。

図1 第2町民グラウンド、駐車場仮置き場レイアウト（案）



また、布土グラウンドは、第2町民グラウンドと比較し、使用可能な面積が小さいため、全品目を取扱うのは困難である。そのため、他の仮置き場と併設で利用することを前提とし、比較的小型な車両でも搬入可能な品目の仮置き場とする。レイアウトは次のとおり計画している。

図 2 布土グラウンド仮置き場レイアウト (案)



### (3) 処理事業費の管理等

#### ① 災害廃棄物処理事業に係る補助事業の概要

災害等廃棄物処理事業にかかる補助事業としては、廃掃法第22条の規定により国から市町村へ補助が実施される。公費解体は、過去の阪神淡路大震災、東日本大震災、熊本地震の3つの災害で認められた他、直近では、令和元年房総半島台風及び東日本台風、令和2年7月豪雨においても認められており、本計画で想定災害とする南海トラフ地震が発生した場合には、前記の災害と同様に公費解体が認められる可能性が高いので記述する。

「第二十二条 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理を行うために要する費用の一部を補助することができる。」

東日本大震災における、補助金の内訳は、下記のとおりである。東日本大震災においては、制度の拡充等により、実質的な地方負担は0%となった(表8及び9参照、図3及び4参照)。

- 1) 災害等廃棄物処理事業費国庫補助金
- 2) 災害廃棄物処理促進事業費補助 (GND基金補助)
- 3) 震災復興特別交付税

なお、平成27年台風18号による大雨等で発生した茨城県常総市における災害廃棄物の処理等については、災害等廃棄物処理事業費国庫補助金による補助が行われている。

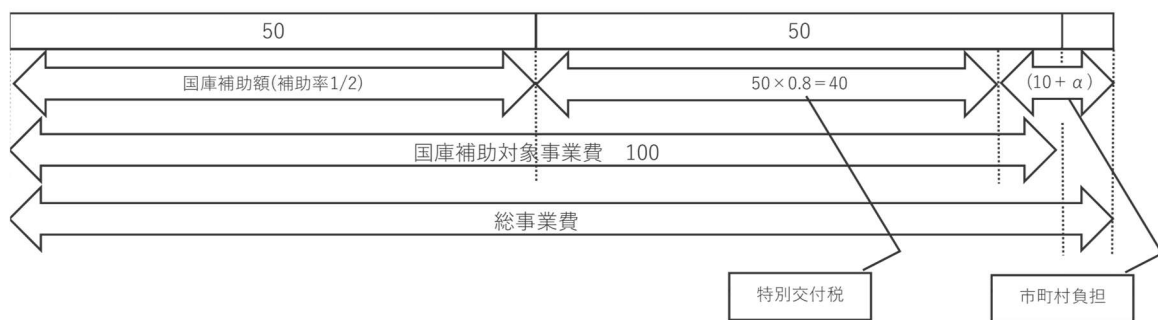
表8 災害廃棄物処理事業費補助

	通常	激甚災害	特定非常災害		令和2年7月豪雨		令和元年房総半島台風及び東日本台風	
対象	被災市町村	激甚災害による負担が一定の水準を超えた市町村	被災市町村	事業費が標準税収入の一定割合を超えた市町村	被災市町村	事業費が標準税収入の一定割合を超えた市町村	被災市町村	事業費が標準税収入の一定割合を超えた市町村
国庫補助率	1/2	1/2	1/2		1/2		1/2	
災害廃棄物処理基金(GND基金補助)	-	-	-	事業費の2.5%(国庫補助金及び地方財政措置後の残割合)から、標準税収入の0.5%相当額を控除した額の90%について、該当都道府県に基金を設置予定	-	事業費の2.5%(国庫補助金及び地方財政措置後の残割合)から、標準税収入の0.5%相当額を控除した額の90%について、該当都道府県に基金を設置予定	-	事業費の2.5%(国庫補助金及び地方財政措置後の残割合)から、標準税収入の0.5%相当額を控除した額の90%について、該当都道府県に基金を設置予定

地方財政措置	地方負担分の80%について特別交付税措置	先に加え、残りの20%について、災害対策債により対処することとし、その元利償還金の57%について特別交付税措置※起債充当率100%	(1) 災害対策債の発行要件を満たす場合、元利償還金の95%について公債費方式により基準財政需要額に算入※起債充当率100%		(1) 災害対策債の発行要件を満たす場合、元利償還金の95%について公債費方式により基準財政需要額に算入※起債充当率100%		(1) 災害対策債の発行要件を満たす場合、元利償還金の95%について公債費方式により基準財政需要額に算入※起債充当率100%	
			(2) 災害対策債の発行要件を満たさない場合、地方負担額の95%について特別交付税措置		(2) 災害対策債の発行要件を満たさない場合、地方負担額の95%について特別交付税措置		(2) 災害対策債の発行要件を満たさない場合、地方負担額の95%について特別交付税措置	
合計	90%	95.7%	97.5%	事業費及び標準税収入により算出(95.7%以上)	97.5%	事業費及び標準税収入により算出(95.7%以上)	97.5%	最大99.7%
半壊家屋の解体	対象外	対象外	対象		対象		対象	

出典：災害関係業務事務処理マニュアル（自治体事務担当者用）  
（環境省廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課、令和4年4月改定）

図3 負担割合のイメージ



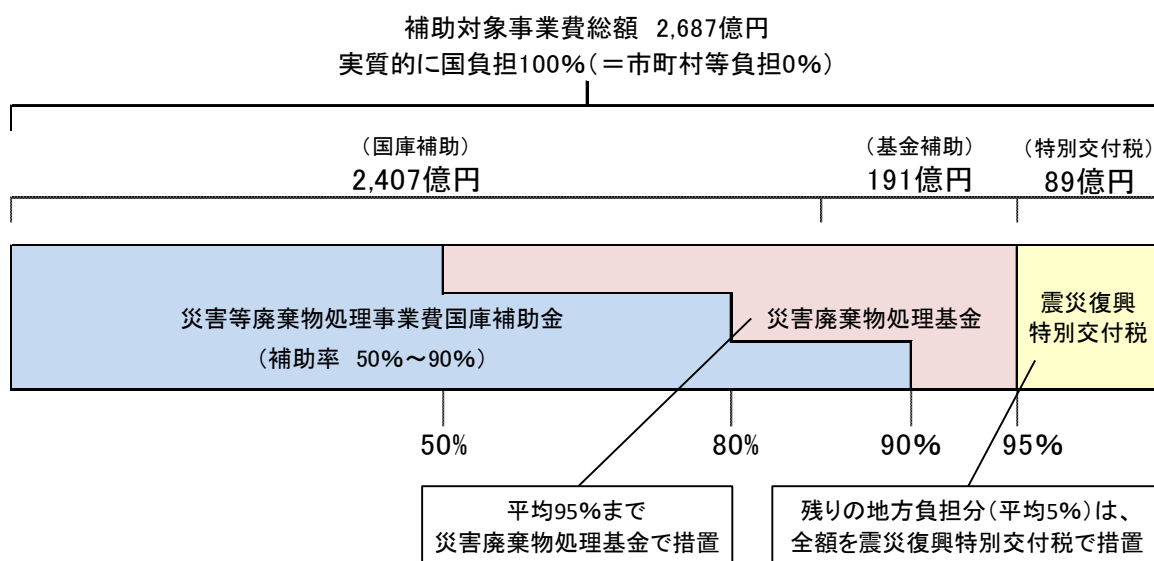
出典：災害関係業務事務処理マニュアル（自治体事務担当者用）  
（環境省廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課、令和4年4月改定）

表 9 廃棄物処理施設災害復旧事業補助金

	通常	令和元年房総 半島台風及び 東日本台風	平成 30 年 7 月 豪雨	熊本地震	東日本大震災
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般廃棄物処理施設</li> <li>浄化槽(市町村整備推進事業)</li> <li>産業廃棄物処理施設</li> <li>広域廃棄物埋立処分場</li> <li>PCB 廃棄物処理施設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般廃棄物処理施設</li> <li>浄化槽(市町村整備推進事業)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般廃棄物処理施設</li> <li>浄化槽(市町村整備推進事業)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般廃棄物処理施設</li> <li>浄化槽(市町村整備推進事業)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般廃棄物処理施設</li> <li>浄化槽(市町村整備推進事業)</li> </ul>
国庫補助金	1/2 (交付要綱)	8/10 (交付要綱)	8/10 (交付要綱)	8/10 (交付要綱)	<p>特定被災地方公共団体の標準税収入額に対する災害復旧事業費の割合に応じて</p> <p>20/100 以下の部分は 80/100、10/100 を超える部分は 90/100 (東日本大震災財特法)</p> <p>その他の市町村については次により補助 1/2 (交付要綱)</p>
地方財政措置	地方負担分の全額について、一般単独災害復旧事業債により対処することとし、その元利償還金の 47.5%(財政力補正により 85.5%まで)について通常交付税措置	地方負担分の全額について、補助災害復旧事業債により対処することとし、その元利償還金の 95 %について通常交付税措置	地方負担分の全額について、補助災害復旧事業債により対処することとし、その元利償還金の 95 %について通常交付税措置	地方負担分の全額について、補助災害復旧事業債により対処することとし、その元利償還金の 95 %について通常交付税措置	地方負担分の全額について、震災復旧特別交付税により措置
合計	73.75%~ 92.75%	99%	99%	99%	100%

出典：災害関係業務事務処理マニュアル（自治体事務担当者用）  
（環境省廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課、令和 4 年 4 月改定）

図 4 処理の費用及び財源



出典：東日本大震災津波により発生した災害廃棄物の岩手県における処理の記録（概要版）  
（岩手県、平成 27 年 2 月）

## ② 災害廃棄物処理事業費の確保

事業費を確保するためには、災害廃棄物・津波堆積物の発生量の推計、処理期間の設定、処理費用の推計等を迅速に行う必要がある。

また、災害等廃棄物事業をはじめとした災害復旧事業では、発災後、緊急に対応が必要となることから、補助金の交付決定前の事前着工が認められている。そのため、事後に写真等の資料、各種の契約関係書類等によって被災の事実、災害廃棄物等の処理状況等を取りまとめ報告することとなる。

このため、被害の概要及び程度、災害廃棄物等の発生状況を詳細に示す写真や記録等を残すとともに、事業実施にあたっては、事業実施状況や処理実績を示す資料を整理しておく必要がある。表 10 に災害報告書に添付する資料を示す。

表 10 災害報告書に添付する資料

1. 災害時の気象データ（气象台、都道府県、市町村等での公的データ）
2. 写真
①災害廃棄物等（がれき類、被災自動車、被災船舶、汚泥等）の発生状況を示す写真
②解体工事を実施する損壊家屋等の状況を示す写真
③仮置場の状況を示す写真
④重機等の導入状況を示す写真等
3. 地図（地図上に以下の場所を明示したもの）
①気象観測地点
②上記写真の撮影地点

<ul style="list-style-type: none"> <li>③仮置場の設置状況（どの地域の災害廃棄物等を搬入しているか示すこと）</li> <li>④廃棄物処理施設</li> <li>⑤浸水地域、し尿汲み取り地域等</li> </ul>
4. 災害廃棄物等発生量の推計資料（市町村において作成した資料）
5. 災害廃棄物処理事業のフロー図
6. 事業費算出内訳の根拠資料
<ul style="list-style-type: none"> <li>①事業ごとの一覧表・集計表</li> <li>②契約書の写し（契約済みの場合）、見積書または工事設計書（予定価格調書）</li> <li>③（随意契約の場合）随意契約の理由書</li> <li>④単価の根拠を確認できる資料（労務費単価表、建設物価、3者見積等）</li> <li>⑤員数の根拠を確認できる資料</li> <li>⑥諸経費等の算出方法（根拠及び計算経過）を確認できる資料</li> <li>⑦（放射能測定費を計上する場合）放射能測定の必要性等調書</li> </ul>

出典:東日本大震災により発生した被災3県(岩手県,宮城県,福島県)における災害廃棄物等の処理の記録(環境省東北地方環境事務所一般財団法人日本環境衛生センター、平成26年9月)

③ 災害等廃棄物処理事業費補助金の対象について

表11に災害等廃棄物処理事業費補助金の補助対象になり得る事項かどうかの早見表を示す。「補助対象」に「○」とあっても、災害査定においてその必要性等が認められなければ補助対象とはならないことには十分留意すること。また、「原則×」となっているものであっても、被害状況等に応じて環境省との協議により補助対象とした事例もある。

表 11 災害等廃棄物処理事業費補助金 補助対象内外早見表

区 分	対象	根拠等
1. 災害廃棄物を処理するために必要な労務費	○	
2. 1. で雇用した臨時職員の給与	○	
3. 災害廃棄物を処理するための常勤職員の給与(超過勤務手当を含む)	×	
4. 薬品費	○	単なる消臭目的は×
5. 仮置き場に必要な重機の燃料費	○	各自治体の毎月の燃料単価(契約単価)又は物価資料による単価を限度とする
6. 半壊と診断された被災家屋の解体費	△	特定非常災害に指定され、かつ大量の災害廃棄物の発生が見込まれる災害のみ、半壊も対象
7. 災害により破損し、一部損壊家屋から排出された家財道具瓦等の収集・運搬・処分	○	いわゆる「片づけごみ」
8. 被災した大企業から排出された災害廃棄物	×	
9. 中小・零細企業から排出された災害廃棄物で、家庭等から	○	住居を伴う個人商店の除去ごみも○。明ら

排出された災害廃棄物と一体となって集積されたもの		かに業により排出されたものは対象外。
10. 豪雨により上流から流され、河川敷に漂着した流木	×	国交省の災害復旧事業
11. 被災した農業用ハウス等の収集・運搬・処分	△	生活環境保全上支障があると認められるものは補助対象。
12. 崖崩れによる災害土砂の処分費	×	単純な土砂のみは国交省の災害復旧事業
13. 宅地に流入した土砂混じりがれきの収集・運搬・処分	○	堆積土砂排除事業との連携も可
14. 一部損壊家屋に注入した土砂混じりがれきの収集・運搬・処分	○	家屋の被害度によらず補助対象
15. 洪水等で流された家財等を元の位置に戻す等の作業費	×	災害廃棄物処理に該当しない
16. 避難所における仮設トイレの設置・借上費	×	災害救助法の対象
17. 避難所のトイレ・仮設トイレのし尿のくみ取り費用	○	
18. 避難所から排出されてごみの処分費用	×	
19. 災害廃棄物を分別するための委託費	○	
20. 破砕・チップ化等中間処理業務の委託費	○	
21. 収集・運搬・処分を手伝ったボランティアへの報酬	×	あくまでボランティア
22. ボランティアへの弁当・お茶代	×	あくまでボランティア
23. 仮置場の造成費用	○	被害が甚大な場合は対象
24. 仮置場の原形復旧費	○	被害が甚大な場合は対象
25. 仮置場表土のはぎ取り（数十cm程度）・土入れ	△	人が多く立ち入る公共の場なら○
26. 仮置場内の道路整備費	○	必要最小限のみ対象
27. 仮置場への不法投棄防止・飛散防止のためのフェンス	○	
28. ブルーシート等、仮置場の管理のために必要な消耗品費	○	家屋の雨漏り防止用は×
29. 仮置場内管理要員の配置に必要な費用	○	夜間警備員は警察からの指導があった場合などに限る。
30. 仮置場内作業員の熱中症対策等の健康管理のための仮設事務所	○	
31. 家電リサイクル法対象被災品のリサイクル料金・リサイクル券購入手数料	○	
32. 家電リサイクル法対象被災品がリサイクルできない場合の運搬・処分	○	
33. 家電リサイクル法対象被災品の運搬費	○	
34. 消火器、パソコン等処理困難物の処分費	○	
35. 仮置場に不法投棄された廃棄物の処分費	×	仮置き場の管理が不備
36. スクラップ（鉄くず）売却代	○	必ず売却し、申請額より差引くこと
37. 運搬にかかる交通誘導	○	
38. 運搬にかかる高速道路料金	原則×	道路がそれしかない場合や高速道路を通らなければならない理由が対外的に説明できれば○

39. 機械器具の修繕費	○	定期的に行っている修繕は対象外
40. 浸水により便槽に流入した汚水の汲み取り費用	○	便槽の半量は維持分として対象外
41. 被災した市町村設置型浄化槽の汚水(汚泥)の抜き取り	×	災害廃棄物処理施設復旧費の対象
42. 被災した個人設置型浄化槽の汚水(汚泥)の抜き取り	○	
43. 消費税	○	
44. 仮置場への搬入道路や場内道路の鉄板敷、砂利敷	○	必要最小限のみ対象
45. 通常の運転時間を延長して処分した場合の延長稼働費用	○	
46. 焼却施設の減価償却費	○	
47. 漂着ごみの収集を行った漁協に対し、市町村が出した補助金への補助	×	補助金への補助は×。委託なら○
48. 諸経費(共通仮設費、現場管理費、一般管理費等)	△	解体工事、仮置場及び土砂混じりがれきにかかる委託業務について、100分の15位内又は仮置場及び土砂混じりがれきにかかる委託業務について、土木工事積算基準に基づいて積算を行う場合は同基準に定める間接工事費及び一般管理費等
49. 工事雑費	△	諸経費として計上
50. 台風等によりテトラポットに打ち上げられた漂着ごみ	×	国交省大規模漂着流木処理事業の対象
51. 台風により海岸保全区域外の海岸に漂着した150m <sup>3</sup> 未満のごみ	○	災害起因にはm <sup>3</sup> 要件は無し
52. 海岸保全区域外の海岸の沖で回収した漂流ごみ	×	
53. 海岸保全区域外の海岸の沖で回収した海底ごみ	×	
54. 海岸保全区域外の人が立ち入らない海岸の漂着ごみ	×	「生活環境保全上」にあたらぬ
55. 海岸管理を怠り堆積させ、150 m <sup>3</sup> を超えた漂着ごみ	×	海岸管理を怠った異常堆積は対象外
56. 豪雨により上流から流され海岸保全区域外の海岸に漂着した流木	○	

出典：災害関係業務事務処理マニュアル(自治体事務担当者用)(環境省、令和4年4月改定)

#### ④ 事務委託について

県は、甚大な被害により被災市町村から地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14の規定に基づく事務委託を受けた場合、市町村に代わりに災害廃棄物処理を行うことができる。また、国は被災市町村から災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第86条の5第9項の規定に基づく要請があった場合、災害廃棄物の代行処理を行うことができる。東日本大震災では、表12に示すような業務が市町村から県へ委託された。

## 地方自治法

(昭和二十二年法律第六十七号)

(事務の委託)

**第二百五十二条の十四** 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一部を、他の普通地方公共団体に委託して、当該他の普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させることができる。

- 2 前項の規定により委託した事務を変更し、又はその事務の委託を廃止しようとするときは、関係普通地方公共団体は、同項の例により、協議してこれを行わなければならない。
- 3 第二百五十二条の二の二第二項及び第三項本文の規定は前二項の規定により普通地方公共団体の事務を委託し、又は委託した事務を変更し、若しくはその事務の委託を廃止する場合に、同条第四項の規定は第一項の場合にこれを準用する。

## 災害対策基本法

(昭和三十六年法律第二百二十三号)

(廃棄物処理の特例)

**第八十六条の五** 著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該災害による生活環境の悪化を防止することが特に必要と認められるものが発生した場合には、当該災害を政令で指定するものとする。

- 9 環境大臣は、廃棄物処理特例地域内の市町村の長から要請があり、かつ、次に掲げる事項を勘案して指定災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理するため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、処理指針に基づき、当該市町村に代わつて自ら当該市町村の指定災害廃棄物の収集、運搬及び処分を行うことができる。
  - 一 当該市町村における指定災害廃棄物の処理の実施体制
  - 二 当該指定災害廃棄物の処理に関する専門的な知識及び技術の必要性
  - 三 当該指定災害廃棄物の広域的な処理の重要性

表 12 東日本大震災における市町村から県への事務委託業務例

処理実行計画の策定	
倒壊家屋等の解体撤去	
一次仮置場までの収集運搬	
一次仮置場における選別	
一次仮置場からの収集運搬	
二次仮置場における選別	
処 理 処 分	自動車
	家電
	PCB 等特別管理廃棄物
	一般的な災害廃棄物
	公物解体等災害廃棄物

出典：南海トラフ巨大地震の発生に伴う災害廃棄物処理検討会 活動報告書（平成 28 年度）

#### (4) 思い出の品の情報管理等

思い出の品等の情報管理は、次の手順で行う。

- ① がれき撤去解体作業員による遺留品、思い出の品の回収
- ② 土地所有者（居住者）、思い出の品回収チームによる回収
- ③ 町による保管センターの設置
- ④ 町、監理者による管理リスト作成（発見した地区、品目、数量、発見日を記録）
- ⑤ 町の思い出の品保管場所へ引き渡し

表 13 に町が思い出の品を管理するために、コンピュータに入力してデータベースを構築するための遺留品等管理台帳の様式例を示す。

表 13 遺留品等管理台帳の様式例とデータ項目例

遺留品管理番号			管理	遺留品情報			持ち主情報	
発見場所	遺留品目	通し	エリア	発見場所	遺留品目	特徴等	頭文字	持ち主氏名
番号	番号	番号	番号	文字	文字	文字	文字	文字

※遺失物法第7条第1項に掲げる事項（物件の種類・特徴、取得の日時・場所）を掲載する。  
コード番号

- ・発見場所；（0. 不明、1. 東前町、2. 新浜町、3. 浜町、4. 只越町、5. 天神町、6. 大渡町、7. 鈴子町、8. 大町、9. 港町、10. 松原町、11. 嬉石町、12. 唐丹駅前、13. 大平中付近）
- ・遺留品目；（1. 遺影、2. 位牌、3. 写真・アルバム、4. 賞状、5. トロフィー、6. その他）

出典：静岡県災害廃棄物処理計画参考資料 No. 14 思い出の品の取扱いマニュアル  
（静岡県、平成 29 年 4 月改定）を一部修正

表 14 に貴重品を回収した際に、警察へ届けるために必要な書類様式の例を示す。

表 14 貴重品の取扱いについての書類様式の例

番号	物件の種類及び特徴 (現金の有無等)		取得日時	取得場所	備考
1	財布（茶色）、キャッシュカード、クレジットカード	現金 有 千円以上 ・ 千円未満	4月2日 13時30分	〇〇町△丁目××通り	
2		現金 有 千円以上 ・ 千円未満			
3		現金 有 千円以上 ・ 千円未満			

出典：静岡県災害廃棄物処理計画参考資料 No. 14 思い出の品の取扱いマニュアル  
（静岡県、平成 29 年 4 月改定）を一部修正

表 15 に町が管理する思い出の品をホームページで公表する際の呈示例を示す。

表 15 ホームページで掲載する場合の呈示例

発見日	整理番号	物品名	特徴(形状)	特徴(色)	備考
300123	1	アルバム	40 cm×36 cm	茶色	写真 5 枚
300123	2	ハンドバッグ	磁石	茶色	革製
	3				
	4				

出典：広島市 HP、思い出の品情報（広島市）を一部修正

## (5) 応援協定の文面

### ① 災害時における応急対策業務等に係る協定書

美浜町（以下「甲」という。）と伊藤組建設株式会社（以下「乙」という。）は、町内に地震災害、風水害その他の災害（以下「災害」という）が発生し、又は発生のおそれがある場合の応急対策に係る業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における町民の生命、身体及び財産の安全と生活を確保するための応急対策業務等について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう、必要の事項を定めるものとする。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、次のとおりとする。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項及び同法第40条第1項の規定により作成された美浜町地域防災計画に基づき、美浜町災害対策本部が設置された場合
- (2) その他前号と同程度の災害で甲が乙の協力が必要であると認めた場合  
（応急対策業務等の内容）

第3条 この協定に基づく応急対策業務等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 公共土木施設等の災害予防活動
- (2) 公共土木施設等の崩壊等に伴う人命救助のための障害物の除去作業
- (3) 公共土木施設等の緊急災害復旧作業
- (4) その他甲が必要とする業務

（協力要請）

第4条 町災害対策本部、各部局の所属長及びその任務を受けた職員は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、応急対策業務を実施する必要があると認めたときは、乙に協力を要請することができる。

- 2 乙は、前項の協力要請が受けたときは、協力が実施できるよう必要な措置を優先的に講ずるとともに、その措置結果を甲に速やかに連絡するものとする。
- 3 甲からの協力要請は、別紙様式による応急対策業務依頼通知書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により行い、その後速やかに文書にて行うことができる。
- 4 乙は、甲からの協力要請を辞退した場合においても、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（経費の負担）

第5条 応急対策業務の実施に要した費用は、甲が負担するものとする。

（協定期間）

第6条 この協定期間は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までとする。

（補則）

第7条 この協定書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

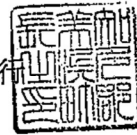
この協定を証するため協定書を2通作成し、当事者記名印のうえ各自1通を保有する。

平成28年4月1日

知多郡美浜町大字河和字北田面106番地

甲

美浜町長 神谷 信 行



知多郡美浜町大字布土字大池53番地の1

乙 伊藤組建設株式会社

代表取締役 伊 藤



## ② 災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、災害の発生により、愛知県内の市町村及び一部事務組合(以下「市町村等」という。)が一般廃棄物処理業務を、また、愛知県流域下水道管理者及び愛知県内の公共下水道管理者(以下「下水道管理者」という。)が下水処理業務を独自では適正に遂行できない場合において、愛知県(以下「県」という。)、市町村等及び下水道管理者が相互に応援するために必要な事項を定めることにより、一般廃棄物及び下水の円滑な処理を図り、もって、生活環境の保全に資することを目的とする。

(協定の締結)

第2条 この協定は、災害時の一般廃棄物処理業務及び下水処理業務に関し、県、市町村等及び下水道管理者の相互間において締結するものとする。

(応援要請等)

第3条 災害の発生に起因して、下記のいずれかに該当する場合、応援を必要とする市町村等及び下水道管理者(以下「要請自治体等」という。)は他の市町村等及び下水道管理者に応援の要請(以下「応援要請」という。)をすることができる。

- (1) 一般廃棄物の収集又は運搬に支障が生じた場合
- (2) 一般廃棄物処理又は下水処理に支障が生じた場合
- (3) その他特に必要がある場合

2 応援要請は、次の事項を電話等で連絡した後、速やかに文書で通知するものとする。

- (1) 災害の発生日時、場所及び災害の状況
- (2) 必要とする業務の内容及び一般廃棄物又は下水の処理量の見込み
- (3) 必要とする人員、車両、資機材等の品名及び数量
- (4) 応援の場所及び期間
- (5) 連絡責任者
- (6) その他必要事項

3 要請自治体等は、応援要請を行ったときは、その旨を速やかに県に報告するものとする。

4 応援要請を受けた市町村等及び下水道管理者は、自らの業務に支障がない限り応援を行うものとする。

5 要請自治体等は、この協定に基づく相互応援を効果的に実施できるよう必要に応じ県に調整及びあっせんを要請することができる。

(県の役割)

第4条 県は、第3条第5項の要請を受けたときは、必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、要請自治体等が応援要請を行うことができない状況にあると判断したときは、他の市町村等及び下水道管理者に応援について必要な指示を行うものとする。

(経費の負担)

第5条 応援に要する経費は、原則として要請自治体等がこれを負担するものとする。

(民間業者の活用)

第6条 県、市町村等及び下水道管理者は災害時の応援を迅速に実施するため、民間廃棄物処理業者等の活用を図るものとする。

(実施細目)

第7条 この協定の運用に関し必要な事項は、別に定める。

2 この協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

この協定は、平成26年1月1日から効力を生ずるものとする。

平成8年3月12日締結の「一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定」は廃止する。

この協定の成立を証明するため、本書126通を作成し愛知県知事、市町村等の長及び下水道管理者が記名押印の上、各自1通を保管する。

平成26年1月1日

### ③ 災害時における廃棄物の処理等に関する協定書

美浜町(以下「甲」という。)と一般社団法人 愛知県産業廃棄物協会(以下「乙」という。)は、地震又は水害等の大規模災害が発生したとき(以下「災害時」という。)における廃棄物の処理等に関して、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、美浜町内において、災害時に生じた廃棄物の処理について、甲が乙に協力を要請するに当たって、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 大規模災害 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に掲げる災害のうち、大規模な被害を生ずるものをいう。
- (2) 災害廃棄物 がれき(災害時に損壊又は焼失した建物等の解体、撤去等に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くず等及びこれらの混合物)並びに災害時に一時的に大量に発生する生活ごみ及び粗大ごみをいう。
- (3) 災害廃棄物処理 災害廃棄物の撤去、収集、運搬、分別及び処分のことをいう。

(協力要請)

第3条 甲は、災害時に、乙に対して災害廃棄物処理について協力を要請することができるものとする。

2 甲が乙に対して行う協力要請は、様式第1号に次の事項を記載して、文書で乙に連絡するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により乙に対して要請し、その後、速やかに文書で連絡するものとする。

- (1) 被災の状況
- (2) 災害廃棄物処理の場所
- (3) 災害廃棄物処理の内容
- (4) 災害廃棄物処理の期間
- (5) その他必要な事項

(情報提供等)

第4条 甲は、災害時に円滑な協力が得られるように、適宜、乙に町内の被災、復旧状況等の必要な情報を提供するものとする。

2 乙は、災害時における円滑な災害廃棄物処理が図られるように、乙の会員等における協力体制及び情報等の収集・伝達体制の整備に努めるものとする。

3 乙は、災害廃棄物処理が円滑に行われるように、災害時に出勤可能な乙の会員等が保有する要員、車両及び資機材等の数量を把握し、予め甲に報告するものとする。

(災害廃棄物処理の実施)

第5条 乙は、第3条の要請を受けたときは、必要な要員、車両及び資機材等を調達し、甲の指示に従い、可能な限り災害廃棄物処理を実施するものとする。

2 乙は、災害廃棄物処理を実施したときは、様式第2号により、次の事項を甲に報告するものとする。

- (1) 災害廃棄物処理を実施した場所
- (2) 実施した災害廃棄物処理の内容
- (3) 災害廃棄物処理に従事した要員、車両及び資機材等
- (4) 災害廃棄物処理に従事した期間
- (5) その他必要な事項

(費用負担)

第6条 第3条の要請に基づき乙が実施した災害廃棄物処理に要した費用は、甲が負担するものとし、その金額は、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定は、締結の日から効力が発生するものとし、甲又は乙いずれかから文書による申出がない限り継続する。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙双方が記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成26年3月14日

甲 美浜町大字河和字北田面106番地  
美浜町  
代表者 美浜町長

乙 名古屋市中区金山二丁目10番9号  
第8フクマルビル5階  
一般社団法人 愛知県産業廃棄物協会  
代表者 会長

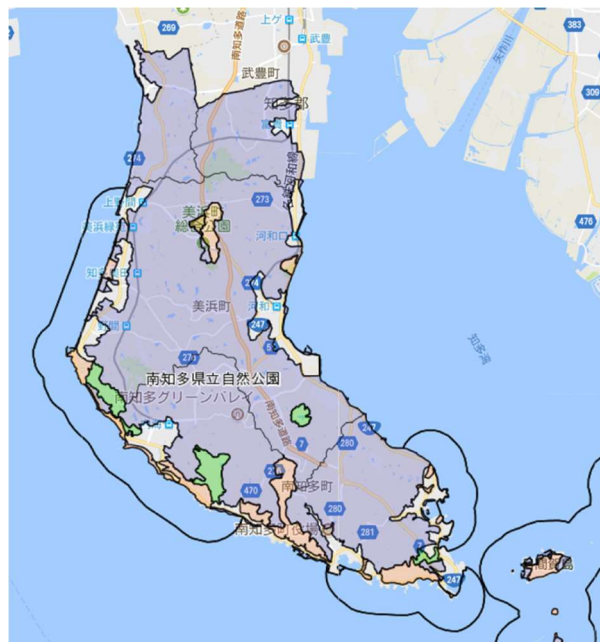
## (6) 各種事務手続き

### ① 国立公園・国定公園・県立自然公園内に仮置場を設置する場合の手続き

本町では、西岸が三河湾国定公園、町内ほぼ全域が南知多県立自然公園に指定されている。自然公園は、地域の自然環境を守る観点から、特別地域（特別保護地区、第1種特別地域、第2種特別地域、第3種特別地域）、普通地域に区分され、地域ごとに規制を受ける行為が定められている。（根拠法令：国定公園…自然公園法 県立自然公園…愛知県立自然公園条例）。通常、県立自然公園内で廃棄物を集積する場合、事前に特別地域内では許可申請が、普通地域でも届出が必要となる。ただし、災害廃棄物仮置場の開設は「災害時の応急措置」に該当するため、特別地域については、事後14日以内に愛知県に届出を提出すればよいよう簡略化され、普通地域に仮置場を開設する場合は、許可申請や届出は必要としない。

次頁から、県立自然公園内の特別地域に災害廃棄物仮置場を開設する場合の提出書類を掲載する。なお各書式ファイルは愛知県環境部ホームページからダウンロードできる。

(<https://www.pref.aichi.jp/kankyo/sizen-ka/jigyo/todokede/yousikipn.html>)



出典：愛知県統合型地理情報システムマップあいち 愛知県自然公園情報マップ

図 5 知多半島の自然公園位置

表 16 仮置場設置時の必要手続き一覧

色	地域種別	仮置場設置時の必要手続き
特別地域	特別保護地区	事後14日以内に愛知県へ届出提出
	第1種特別地域	同上
	第2種特別地域	同上
	第3種特別地域	同上
	普通地域	必要無し

様式第7(2)

特別地域(特別保護地区)内非常災害応急措置届出書

自然公園法第20条(第21条)第7項の規定により 国定公園の特別地域(特別保護地区)内において非常災害のために必要な応急措置をしたので、次のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者の氏名(押印又は署名)及び住所  
〔 法人にあつては、名称、住所及び  
代表者の氏名(押印又は署名) 〕  
(連絡先)

愛知県知事 殿

(備考)

- 1 記入事項についてはそれぞれの行為につき、様式第1に準ずること。  
ただし、「行為地及びその付近の状況」及び「予定日」のうち「着手」欄は必要としない。
- 2 添付図面
  - (1) 行為の場所を明らかにした縮尺1:25,000以上の地形図

様式第1(8)

特別地域(特別保護地区)内物の集積(貯蔵)許可申請書

自然公園法第20条(第21条)第3項の規定により 国定公園の特別地域(特別保護地区)内における物の集積(貯蔵)の許可を受けたく、次のとおり申請します。

年 月 日

申請者の氏名(押印又は署名)及び住所  
 (法人にあつては、名称、住所及び)  
 代表者の氏名(押印又は署名)  
 (連絡先)

愛知県知事 殿

目	的	
場	所	
行 為 地 及 び その 付 近 の 状 況		
集 積 ( 貯 蔵 ) 物 の 種 類		
施 行 方 法	集 積 ( 貯 蔵 ) 方 法	
	土 地 使 用 面 積 及 び 集 積 (貯蔵)する高さ	
	関 連 行 為 の 概 要	
	集 積 ( 貯 蔵 ) 設 備	
予 定 日	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
備	考	

(備考)

1 添付図面

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺 1:25,000 以上の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺 1:5,000 以上の概況図及び天然色写真
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺 1:1,000 以上の平面図、立面図
- (4) その他、行為の施行方法の表示に必要な図面

2 注意

- (1) 申請文の「 国定公園」の箇所には当該国定公園の名称を記入すること。なお、不要の文字は抹消すること。
- (2) 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- (3) 「関連行為の概要」欄には、支障木の伐採、転石の除去等当該行為に伴う行為の内容を具体的に記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- (4) 「備考」欄には、次の事項を記入すること。
  - ア 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続きの進捗状況
  - イ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み
  - ウ 過去に自然公園法の許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件
- (5) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

※ 連絡先には、実務担当者の氏名、電話番号を記入すること。